

# 香川県報



号 外

平成 17 年

4 月 27 日（水曜日）

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

### 規 則

●香川県都市公園規則の一部を改正する規則

（教育委員会）

一

教育委員会規則

●事務委任施設管理運営規則の一部を改正する規則

### 規 則

香川県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年四月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第六十二号

香川県都市公園規則の一部を改正する規則

香川県都市公園規則（昭和三十九年香川県規則第四十六号）の一部を次のように改正す

る。

第十五条の次に次の一条を加える。

（香川県営野球場の使用料の減額）

第十五条の二 香川県営野球場の利用のうち、スポーツの振興及びにぎわいの創出に資するものとして知事が認めるものについては、別に定めるところにより、その利用に係る使用料を減額する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 教育委員会規則

事務委任施設管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年四月二十七日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第十七号

事務委任施設管理運営規則の一部を改正する規則

事務委任施設管理運営規則（平成十六年香川県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十四条を第十五条とし、第十一条から第十三条までを一条ずつ繰り下げる。

第十条第二項及び第三項中、「第七条」を「第八条」に改め、同条を第十一条とする。

第九条を第十条とする。

第八条中、「第五号様式」を「第六号様式」に改め、同条を第九条とする。

第七条中、「前条第一項」を「第六条第一項」に、「第四号様式」を「第五号様式」に改め、同条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（使用料の減額の申請）

第七条 香川県都市公園規則第十五条の二の規定による減額を受けようとする者は、あらかじめ、香川県営野球場使用料減額申請書（第四号様式）を所長に提出しなければならない。

第五号様式中、「減額申請書」を「減額申請書」に、「減額申請書」を「減額申請書」に改め、

同様式を第六号様式とする。

第四号様式中、「減額申請書」を「減額申請書」に、「減額申請書」を「減額申請書」に改め、

同様式を第五号様式とする。

第三号様式の次に次の一様式を加える。

第4号様式(第7条関係)

香川県営野球場使用料減額申請書

年 月 日

香川県総合運動公園所長 殿

申請者 住 所 〒

(ふりがな) (団体にあっては、その)  
氏 名 (名称及び代表者氏名)

連絡先 (電話)

香川県営野球場の使用料の減額を受けたいので、事務委任施設管理運営規則第7条の規定に基づき、次のとおり申請します。

受付(利用者)番号					
使用目的					
使用区分	専用使用の有 無	アマチュアスポーツ	有 料 ( ) 円 無 料	学 校 等	一 般
	有 ・ 無	アマチュアスポーツ以外		学 校 等 以 外	生 徒 及 び 児 童
使用期間	年 月 日から		使用時間	時から 時まで	
	年 月 日まで				
使用料の減額を受ける理由					
備 考					

注 該当するものに記入又は 印をしてください。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の第四号様式及び第五号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

